

**「スーパーマーケット・トレードショー2020」並びに「FOODEX JAPAN2020」  
和歌山県ブース装飾等委託仕様書**

**1 委託業務**

「スーパーマーケット・トレードショー2020」並びに「FOODEX JAPAN2020」  
和歌山県ブース装飾等委託業務

**2 「スーパーマーケット・トレードショー2020」並びに「FOODEX JAPAN2020」概要**

(1) スーパーマーケット・トレードショー2020 (以下「SMTS」という。)

- ・開催期間 令和2年2月12日(水)～2月14日(金)  
10:00～17:00(最終日は16:00で終了)
- ・開催場所 幕張メッセ(千葉県千葉市美浜区中瀬2-1)

(2) FOODEX JAPAN2020 (以下「FOODEX」という。)

- ・開催期間 令和2年3月10日(火)～3月13日(金)  
10:00～17:00(最終日は16:30で終了)
- ・開催場所 幕張メッセ(千葉県千葉市美浜区中瀬2-1)

**3 委託業務内容**

和歌山県ブース出展事業者(以下「出展事業者」という。)の産品をはじめ和歌山県の様々な産品の紹介を効果的に演出した和歌山県ブースの企画、設営を行うこと。

(1) 概要

- ア 和歌山県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤去
- イ FOODEXにおいて常駐する通訳(英語2名、中国語1名)の手配
- ウ バイヤー向け出展事業者チラシの作成
- エ その他和歌山県ブースの企画、設営に必要な業務

(2) 詳細

ア 装飾全般

- (ア) 遠方から見ても来場者が和歌山県ブースであることが明確に認識できる装飾とすること。
- (イ) 和歌山県ブースで配布する販売促進資材「おいしい!健康わかやま」(別添資料4)を参考に、コンセプトを考え、統一感のあるブースデザインにすること。
- (ウ) 高さ、奥行き等の空間を有効活用した装飾とすること。
- (エ) SMTS・FOODEXについて共通の装飾とし、相互で利用できる資材等については共用すること。

イ 運営管理体制

- (ア) 和歌山県及び出展事業者との連絡調整を行った上で、スーパーマーケット・トレードショー運営事務局並びにFOODEX JAPAN事務局に対して、小間位置、備品の配置、設営工事及び許可申請書類等の各種申請書類を提出すること。
- (イ) 設営及び展示会開催期間中に運営管理に係る問い合わせや不測の事態が生じた場合において、速やかに現場に駆けつけ、対応できる体制であること。

ウ 小間配置ならびに必要な装備

- (ア) 出展事業者が商談をしやすい、かつバイヤーが各出展事業者小間に立ち寄りやすい配置とすること。公平な商談機会の創出のため、4面開放を想定の場合には、出

展事業者のブースは外側の通路に面するような小間配置とするとともに、3面開放を想定の場合にも、和歌山県ブースを訪れるバイヤーの動線が円滑で、バイヤーの小間への誘導にできるだけ差がでないような配置とすること。また、床面は商談に支障をきたさないようフラットにすること。

- (イ) 展事業者小間イメージ(別添資料1)を参考に、照明、展示台(棚付き)、展示用ひな段、コンセント等を備えた展事業者小間を確保するとともに、以下に注意の上、装飾及び備品等を備えた企画にすること。
- ・ 展事業者の占有面積は展事業者の申込み小間数に応じて均等に配分すること。
  - ・ 展事業者名が明確になるよう、展事業者の商品写真が入った統一デザインの社名パネルを小間に設置すること。
  - ・ 蛍光灯、スポットライト等を活用し、明るい展事業者小間とすること。
  - ・ 照明位置、展示台仕様等は、可能な限り展事業者の要望に応えること。
- (ウ) 展事業者が共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫(業務用)、2槽シンク等の関連備品類の設置、並びに棚等を備えた保管スペースを確保すること。
- (エ) 展事業者の商談件数を上げるため、新商品 PR コーナーやパネル等掲示スペース、商談コーナー等を設けること。
- (オ) 展事業者が小間内で使用する上記ウ(イ)の装備相当分以外で展事業者が希望する追加什器については、展事業者の費用負担により設置し、展事業者から電気代、水道代等を含む経費の支払いを受けること。

また、追加什器を配置した上で、十分な通路を設けること。

- (カ) 装飾工事の設置基準については、前回の SMTS2019「出展細則」(別添資料2)並びに前回の FOOD EX JAPAN2019「出展の手引」(別添資料3)を参考にすること。ただし、今年度の設置基準については、SMTSについては10月上旬頃、FOOD EXについては12月上旬頃に公表されることから、上記ウ(ア)～(オ)の装飾については、最終的に公表される当該設置基準を満たすものであること。

#### エ バイヤー向け展事業者チラシの作成

- (ア) SMTS、FOOD EX それぞれに和歌山県ブースの展事業者を紹介するチラシを作成すること。
- (イ) チラシには以下の内容を記載すること。
- ・ 展事業者名、取扱商品名、商品画像、住所、電話番号  
(FOOD EX については、展事業者名、取扱商品名を日本語の他、英語でも記載すること)
  - ・ 全体図面、和歌山県ブース内小間配置図、和歌山県ブースの小間番号
  - ・ 和歌山県ブースと統一感のあるデザインにすること。
- (ウ) サイズは日本産業規格A4とし、コート紙による両面4色フルカラー印刷とすること。
- (エ) SMTS は4,500枚作成し、三つ折りの上、3,500枚を12月下旬までに和歌山県庁へ、1,000枚を2月11日(火)に開催場所へ納品すること。
- (オ) FOOD EX は4,000枚作成し、三つ折りの上、3,000枚を1月中旬までに和歌山県庁へ、1,000枚を3月9日(月)に開催場所へ納品すること。

#### オ 費用負担

上記ウ(オ)に記載する追加什器に関連する費用以外のすべての装飾、備品、電気代、水道代、会期中の小間内清掃・ゴミ処理代及び搬入出等を含む経費の支払いを行

うこと。

カ その他

- (ア) 受託した事業者は、スーパーマーケット・トレードショー運営事務局及び **FOODEX JAPAN** 事務局が東京で開催する出展者説明会に出席すること。(SMTS については 10 月上旬、**FOODEX** については 12 月上旬に開催予定)
- (イ) 受託した事業者は、和歌山県で開催の出展事業者説明会で使用する運営等に係る資料を作成するとともに、当該説明会に出席の出展事業者に対して説明を行うこと。(SMTS については 11 月上旬、**FOODEX** については 12 月中下旬に開催予定)
- (ウ) 県が別に作成する PR 用グッズのデザインに使用するため、看板等の画像を提供すること。

#### 4 展示会詳細

##### (1) SMTS

- ア 出展規模 16 小間 (1 小間=9m<sup>2</sup>)  
144m<sup>2</sup> (縦 12.0 m×横 12.0m)、4 面開放を基本に想定する。(ただし 3 面開放となる場合もある。) また、実際の出展スペースの縦：横比は、想定のものから変更があり得るので留意すること。
- イ 出展事業者数 24 社 (別添資料 5)
- ウ 小間配置
  - ・募集時の展示台のサイズ (幅 140 センチ、奥行 70 センチ、高さ 75 センチ) を参考として、24 社分の出展事業者小間を確保すること。

##### (2) FOODEX

- ア 出展規模 15 小間 (1 小間=横 2.7m×奥行き 2.7m)  
109.35m<sup>2</sup> (縦 10.45 m×横 10.45m)、4 面開放を基本に想定する。(ただし 3 面開放となる場合もある。) また、実際の出展スペースの縦：横比は、想定のものから変更があり得るので留意すること。
- イ 出展事業者数 1 小間コース 8 社  
0.5 小間コース 8 社  
トライアルコース 2 社  
計 18 社 (別添資料 6)
- ウ 小間配置
  - ・募集時の展示台のサイズ (1 小間：幅 180 センチ、奥行 60 センチ、高さ 90 センチ/0.5 小間：幅 90 センチ、奥行 60 センチ、高さ 90 センチ/トライアルコース：幅 90 センチ、奥行 60 センチ、高さ 90 センチ) を参考として、18 社分の出展事業者小間を確保すること。
  - ・1 小間コース申込みの出展事業者を優先的に配置すること。
  - ・トライアルコースは、2 社が前半 (3 月 10 日・11 日) と後半 (3 月 12 日・13 日) に分けて、それぞれ 2 日間出展を行う。3 月 11 日の終了後に、前半出展事業者のブース撤去等及び後半出展事業者のブース設営等の支援を行うこと。
- エ 通訳 英語の通訳 2 名、中国語の通訳 1 名を開催期間中に常置すること。